

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 12 月から 45 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月から 45 年 5 月まで

私は、年金事務所から届いた年金加入履歴により、申立期間が厚生年金保険及び国民年金のいずれにも加入していない期間であることを初めて知った。これは、厚生年金保険と重複納付のため昭和 37 年 5 月から 46 年 8 月までの国民年金保険料が 49 年 1 月 24 日に 2 万 1,200 円還付されているが、厚生年金保険と重複していない申立期間の国民年金保険料も還付されていることによるものであり、当方の手落ちとは考えられない。

当時、A 町役場の年金課から保険料の未納分があると請求され、私の兄が全額を納付し、その後、厚生年金保険と重複のため還付されているという経過なので、未加入期間があるとは思っていなかった。本来の納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る特殊台帳、B 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は国民年金保険料の納付済期間であったことが確認できるところ、当該特殊台帳及び当該被保険者名簿並びに申立人が所持する国民年金手帳において、申立人が厚生年金保険に加入した期間を含む昭和 37 年 5 月から 46 年 8 月までの期間の国民年金保険料（2 万 1,200 円）が 49 年 1 月 24 日に還付されている記載が確認できる。

しかし、申立人は、昭和 37 年 5 月 15 日に C 事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、43 年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失した後、45 年 6 月 1 日に同事業所で被保険者資格を再取得しており、申立期間は被用

者年金制度の被保険者ではないことから、申立期間は国民年金の強制加入被保険者となるべき期間であり、申立期間を含めて国民年金保険料を還付したことについて、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 4430

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 6 月に国民年金に加入し、61 年 4 月に制度が変わるまで、毎月、国民年金保険料を納付してきた。10 年以上継続して保険料の払い込みを続けてきたのに、申立期間だけ保険料を納付しないことは考えられないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 6 月に国民年金に任意加入してから第 3 号被保険者となるまでの期間、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、平成 15 年 4 月から 18 年 6 月までの保険料は全て付加保険料を含めて前納するなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は国民年金加入後、婚姻による氏名変更、住所変更、任意加入被保険者から第 3 号被保険者への切替及び第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への切替手続などを適切に行っていることが確認できる。

さらに、申立期間は 5 か月と短期間である上、申立人の夫は昭和 41 年 3 月から平成 14 年 7 月まで長期間にわたり A 共済組合に加入しており、申立期間前後の生活状況に大きな変化は無いこと、保険料の納付年月日が確認できる申立期間直前の昭和 59 年 4 月から 60 年 10 月までの期間の各月の保険料がそれぞれ当月に現年度納付されていることを踏まえると、申立期間についても保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年6月1日から同年8月1日までの期間、18年3月1日から19年1月1日までの期間及び20年1月1日から21年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を15年6月及び同年7月は28万円、18年3月は30万円、同年4月から同年12月までは36万円、20年1月から21年8月までは44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち平成21年9月から22年5月までの申立人の標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、47万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の26万円とされているが、申立人は、当該期間のうち21年9月から22年3月までは44万円、同年4月及び同年5月は41万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、21年9月から22年3月までは44万円、同年4月及び同年5月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年5月1日から22年6月1日まで

A社での申立期間の私の標準報酬月額は、実際の給与支給額より低くなっているので、給与支給額に見合った正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、申立人は、A社に係る履歴事項全部証明書により、平成19年1月10日から同社のB（役職）に就任しているが、事業主及び経理担当者は、「申立人は、C（業務）やD（業務）に従事し、社会保険関係の業務には従事していない。」と供述しており、社会保険関係の業務に関与していないと認められる。

したがって、申立期間のうち、平成15年6月から同年7月までの期間、18年3月から同年12月までの期間及び20年1月から21年8月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係るA社の給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写しにおいて確認できる保険料控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、平成15年6月及び同年7月は28万円、18年3月は30万円、同年4月から同年12月までは36万円、20年1月から21年8月までは44万円とすることが妥当である。

また、オンライン記録によれば、申立期間のうち、平成21年9月から22年5月までの申立人の標準報酬月額の記録は、当初26万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の24年7月に26万円から47万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（47万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（26万円）となっている。

しかし、給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写しにより、当該期間のうち、平成21年9月から22年3月までは44万円、同年4月及び同年5月は41万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写しにおいて確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が、申立期間のうち上記期間について長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写しにおいて確認できる保険料控除額

に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成15年5月、同年8月から18年2月までの期間及び19年1月から同年12月までの期間については、給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写しにおいて確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも低い額又は同額であることが確認できることから特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月12日は23万3,000円、16年6月11日は21万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日
② 平成16年6月11日

私は、年金事務所から連絡があり、年金記録を確認したところ、A社の平成15年12月及び16年6月の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間について、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB銀行C支店の預金取引明細表により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、D市役所から提出された平成16年及び17年市県民税課税台帳における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間において、事業主により賞与から保険料が控除されていたものと推認される。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び上記預金取引明細表により確認できる賞与振込額から試算した

厚生年金保険料控除額に基づき、平成 15 年 12 月 12 日は 23 万 3,000 円、16 年 6 月 11 日は 21 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは、申立てどおりの届出を行ったか明確な回答は無いが、申立期間において申立人と同様に A 社から賞与を支給されたとする元同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い上、同社が加入していた E 健康保険組合は、平成 18 年より前は、同社からの賞与支払届は提出されていない旨を回答しており、事業主が申立期間について賞与支払届を提出したにもかかわらず、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方がいずれもこれを記録しないと考えることから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知をしておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 4912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和49年4月から現在までA社に継続して勤務しているが、同社B本社から同社C支店に転勤したときの申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された本社人事通達及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和49年7月1日にA社B本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年5月のオンライン記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し、誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、A社に入社し、同社B事務所で勤務していた。関連会社であるC社の設立に伴い同社に転籍したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和43年5月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月13日にC社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間を含む前後の期間を通じて、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「社会保険事務については、それぞれの会社で手続をしていたので、連絡の不手際などによって空白期間ができた可能性があるが、継続勤務している場合には厚生年金保険料は控除していたはずである。」と回答している上、複数の元同僚は、「申立期間当時、給与計算はA社が一括で行っており、毎月、保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、A社に入社し、同社B事務所で勤務していた。関連会社であるC社の設立に伴い同社に転籍したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和43年5月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月13日にC社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間を含む前後の期間を通じて、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「社会保険事務については、それぞれの会社で手続をしていたので、連絡の不手際などによって空白期間ができた可能性があるが、継続勤務している場合には厚生年金保険料は控除していたはずである。」と回答している上、複数の元同僚は、「申立期間当時、給与計算はA社が一括で行っており、毎月、保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、A社に入社し、同社B事務所で勤務していた。関連会社であるC社の設立に伴い同社に転籍したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和43年5月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月13日にC社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間を含む前後の期間を通じて、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「社会保険事務については、それぞれの会社で手続をしていたので、連絡の不手際などによって空白期間ができた可能性があるが、継続勤務している場合には厚生年金保険料は控除していたはずである。」と回答している上、複数の元同僚は、「申立期間当時、給与計算はA社が一括で行っており、毎月、保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、A社に入社し、同社B事務所で勤務していた。関連会社であるC社の設立に伴い同社に転籍したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和43年5月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月13日にC社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間を含む前後の期間を通じて、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「社会保険事務については、それぞれの会社で手続をしていたので、連絡の不手際などによって空白期間ができた可能性があるが、継続勤務している場合には厚生年金保険料は控除していたはずである。」と回答している上、複数の元同僚は、「申立期間当時、給与計算はA社が一括で行っており、毎月、保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、A社に入社し、同社B事務所で勤務していた。関連会社であるC社の設立に伴い同社に転籍したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和43年5月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月13日にC社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間を含む前後の期間を通じて、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「社会保険事務については、それぞれの会社で手続をしていたので、連絡の不手際などによって空白期間ができた可能性があるが、継続勤務している場合には厚生年金保険料は控除していたはずである。」と回答している上、複数の元同僚は、「申立期間当時、給与計算はA社が一括で行っており、毎月、保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 4918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、A社に入社し、同社B事務所で勤務していた。関連会社であるC社の設立に伴い同社に転籍したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和43年5月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月13日にC社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間を含む前後の期間を通じて、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「社会保険事務については、それぞれの会社で手続をしていたので、連絡の不手際などによって空白期間ができた可能性があるが、継続勤務している場合には厚生年金保険料は控除していたはずである。」と回答している上、複数の元同僚は、「申立期間当時、給与計算はA社が一括で行っており、毎月、保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 4919

第1 委員会の結論

総務大臣から平成21年10月20日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に判明した事実により、申立期間のうち、4年9月1日から同年12月31日までの期間については、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録を、同年9月は38万円、同年10月及び同年11月は41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から4年12月31日まで

私の年金記録について、社会保険事務所（当時）から申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が下がっていると説明を受けたが、私はこのような手続をしたことは無いので、私の標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社が平成4年12月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の5年3月4日付けで、申立人の標準報酬月額記録が3年5月から同年9月までは34万円から、同年10月から4年8月までは38万円から、同年9月から同年11月までは30万円から、それぞれ11万円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、21年10月20日付けで総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後の同一事業所に係る別の申立てにおける調査の中で、オンライン記録により、申立人の平成4年10月1日の定時決定が41万円と記録されていたところ、同年10月30日付けで取り消され、同日に同年9月1日の随時改定として30万円に減額改定されており、同様の処理がなされている元同僚が複数名確認できることが判明した。

また、当該事業所の複数の元同僚は、「会社は経営不振で給与の遅延があった。」、「詳細は不明であるが、社会保険事務所から電話がかかっていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成4年10月30日付けで行われた同年9月1日の随時改定の処理に合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間のうち、同年9月1日から同年12月31日までの期間に係る標準報酬月額記録については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年9月は38万円、同年10月及び同年11月は41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和50年10月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、52年3月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年10月から51年7月までは7万6,000円、同年8月から52年2月までは9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月21日から52年3月21日まで
私は、昭和50年10月にA社に入社し、52年3月21日に同社からB社C支社に異動になるまで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時にA社で厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の元同僚の供述により、申立人は、昭和50年10月21日から52年3月20日まで同社に勤務していたことが確認できる。

また、上記元同僚のうち1名は、「私は、申立人と同期入社で、昭和50年10月から同じ正社員として、勤務時間も同じであった。」と供述している上、当該事業所の採用事務を担当した者は、「申立人と当該元同僚は、いずれも正社員であり、2名に違いは無い。」と供述していることから、申立人と申立期間に被保険者記録を有する上記元同僚の雇用形態は同様であったことが推認できる。

さらに、当該事業所において、昭和50年10月及び同年11月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している女性の元同僚8名は、全員が厚生年金保険の資格取得日と同日に雇用保険の被保険者資格を取得していることから、申立人についても、元同僚と同様に当該事業所において、厚生年金

保険及び雇用保険に加入していたものと推認できる。

加えて、当該事業所において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者に係る厚生年金保険被保険者原票の整理番号に1つ欠番があり、オンライン記録で確認できないところ、日本年金機構D事務センターは、「資料が保管されておらず、当該整理番号の原票が収録されていない理由は不明である。」としているが、前後の被保険者の資格取得日が昭和50年10月21日及び同年11月4日であることから、欠番は同年10月21日に資格取得した申立人の記録であったと推認でき、社会保険事務所における年金記録の管理が適切ではなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和50年10月21日に被保険者資格を取得し、52年3月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同時期に入社した元同僚の厚生年金保険被保険者記録から、昭和50年10月から51年7月までは7万6,000円、同年8月から52年2月までは9万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を、平成17年7月28日は4万9,000円、同年12月22日及び18年7月28日は33万3,000円、並びに同年12月26日は34万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月28日
② 平成17年12月22日
③ 平成18年7月28日
④ 平成18年12月26日

私は、A社に勤務した期間において、申立期間の賞与が支給されていたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間に係る賞与支払明細書があり、厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与支給総額から、申立人のA社における当該期間の標準賞与額の記録を、平成17年7月28日は4万9,000円、同年

12月22日及び18年7月28日は33万3,000円、並びに同年12月26日は34万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は得られないが、事業主が当該期間の賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が複数回にわたりこれを記録しないことは考え難いことから、事業主が当該期間の賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年6月20日

私のA社における平成22年6月20日支給の賞与について、当該事業所が24年8月に年金事務所へ「被保険者賞与支払届」を提出したため、2年の時効となり保険給付に反映されないことから、第三者委員会において記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成22年分給与所得の源泉徴収票及びA社から提出された賞与支払記録により、申立人は、申立期間において20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私のA社で勤務した期間のうち、申立期間において、厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、同社で異動はあったものの継続して勤務していたので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された回答書及び申立期間に申立人と一緒にA社C工場から同社本社に異動した複数の元同僚の厚生年金保険記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和36年6月1日にA社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社C工場から同社本社に昭和36年6月1日付けで異動した申立人を含む元同僚81人全員について、厚生年金保険の被保険者記録に1か月の欠落が生じているところ、これら対象者の全ての被保険者記録について、事業主が資格喪失日を同年

6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉国民年金 事案 4431（事案 3500 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの期間及び平成3年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から55年3月まで
② 平成3年1月

前回の年金記録確認千葉地方第三者委員会の審議結果において、昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料の納付については納付していたものと認められたが、申立期間①の免除の記録及び申立期間②の未納の記録については、いずれも納付していたものと認められなかった。しかし、申立期間①の保険料は夫が納付してくれており、申立期間②の保険料は自分で納付していたはずであり、納得ができないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立期間①について、A市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿の昭和54年度納付記録欄には、「申請あり」及び「90条」の押印があり、申立期間①に係る昭和54年4月から55年3月までの期間が申請免除と記録されており、特殊台帳及びオンライン記録とも一致している上、申立人は申立期間①の保険料納付に直接関与しておらず、申立期間①の保険料を納付していたとする申立人の夫は既に亡くなっているため申立期間①の保険料の納付状況は不明であること、ii) 申立期間②について、オンライン記録において、申立期間②直前の平成2年4月から同年12月までの保険料が3年2月21日に、申立期間②直後の同年2月及び同年3月の保険料が5年3月18日に、3年4月から4年3月までの保険料が同年2月19日に納付されていることから、申立期間②は、当初、3年1月から同年3月までの未納期間であり、同年2月及び同年3月の保険料を過年度納付した5年3月18日の時点で、

時効のため納付できなかった残余の期間と推認されること、iii) 申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく23年4月26日付けで行われている総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんの対象とはされなかったところである。

今回、申立人は、前回の審議において納付していたものと認められなかった昭和54年4月から55年3月までの申請免除期間である申立期間①及び平成3年1月の未納期間である申立期間②について、その審議結果に納得できないとして、再申立てを行っているが、申立期間①について、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の夫も同一期間が申請免除の記録であることが確認できる上、新たな資料や情報は提出されず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

私は、初めは国民年金保険料を未納にしていたが、申立期間当初から夫と共に保険料を納付し始めた。私がいつも夫婦二人分の保険料を納付しており、申立期間当時は納付できない家計の状況でもなかったため、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当初から申立人の夫と共に国民年金保険料を納付し始めたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年2月14日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は同年6月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認されることから、加入手続を行うまで、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間当時に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫の手帳記号番号は、年金手帳記号番号払出簿により、昭和51年10月27日に社会保険事務所からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の夫の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の夫は52年1月頃に加入手続を行ったものと推認され、加入手続の時期は前述において申立人が加入手続を行ったと推認される54年6月より2年5か月も前であることから、申立人が申立期間に係る夫婦二人分の保険料を申立期間当初から納付していたとは考え難い。

さらに、申立人のA市における国民年金被保険者名簿において、申立期

間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4924

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月 1 日から 22 年 6 月 1 日まで
私の A 社における給与が、平成 19 年 4 月支払い分から月額 50 万円から 75 万円に上がり、その支給額に相当する厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準報酬月額は 50 万円のまま据え置かれているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書の写しにより、申立期間のうち、平成 19 年 4 月から 21 年 9 月までは 62 万円、同年 10 月から 22 年 5 月までは 59 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかし、A 社に係る履歴事項全部証明書により、申立人は、平成 18 年 4 月 21 日付けで同社の B（役職）及び C（役職）を重任し、現在に至っていることが確認できる。

また、申立人は、「社会保険の事務は担当者に全て任せていたので、それについては何も関わっていない。」と主張しているが、事業主として標準報酬月額に基づく保険料の納付義務を履行する職責にある上、A 社が社会保険事務所（当時）への届出印としていた代表者印について、「一応、私が管理していた。」と供述している。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録の訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合

については、記録訂正の対象としない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

私は、A社に勤務していたが、年金事務所から平成 15 年 4 月の標準賞与額の記録について確認の通知書を受け取った。同年 4 月に賞与の振込があることから調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る預金通帳明細書及びA社が交付した平成 15 年分給与所得の源泉徴収票を提出し、同年 4 月の標準賞与額について調査してほしいと申し立てている。

しかし、A社は、「決算が 12 月のため、決算賞与が出たとしても支給は 3 月で、お問い合わせの社員は 15 年 4 月の賞与の支給はないと思われる。」と回答している上、同年 4 月 15 日に同社から申立人へ振り込まれた 16 万 9,130 円の支給名目を当該事業所に照会するも明確な回答は無く、保険料の控除及び支給名目を確認することができない。

また、A社が加入しているB健康保険組合は、「申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は無い。」と回答している。

なお、申立人の上記源泉徴収票における社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される社会保険料額に申立人の主張する振込額が賞与と仮定した場合において試算される保険料相当額を加算すると、加算後の金額は源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額を超えることから、振り込まれた額は賞与でないことが推認できる。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月1日から同年6月1日まで
私は、昭和50年4月1日から55年3月26日まで、A市BのC社（名称変更後は、D社）に正社員として継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社に昭和50年4月1日から55年3月26日まで継続して勤務していたと主張している。

しかし、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡しており、当時の元事務担当者は、「当時の資料が無いことから、詳細は分からない。」と供述していることから、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間において、当該事業所に勤務していた複数の元同僚に照会したが、申立人の勤務実態について具体的な供述は得られなかった上、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人が氏名を挙げた元事業主の親族は、「倒産前の昭和54年頃の関係書類は残っていない。」と供述していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態を確認できない。

加えて、オンライン記録において、申立人は、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を昭和53年2月1日に喪失し、同年6月1日に再取得していることが確認できるところ、申立人の当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票は、50年4月1日取得時のものと53年6月1日取得時のものがあり、50年4月1日の被保険者原票に記録されていない被扶養者の異動内容が、再取得時の53年6月1日の被保険者原票には反

映されているが、この異動内容は、申立人しか知り得ない同年3月において生じた被扶養者の就職を反映したものとなっている。

なお、申立人は、文書により、口頭意見陳述を申し立てたが、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について新たな事実は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

私は、A社に勤務していたが、年金事務所から平成 15 年 4 月の標準賞与額の記録について確認の通知書を受け取った。同年 4 月に賞与の支払を受けたと思うので、標準賞与額の記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた平成 15 年 4 月に賞与が支給されたと思うと主張している。

しかし、A社は、「平成 15 年 4 月に申立人に対し賞与を支給していない。」と回答している。

また、A社が加入しているB健康保険組合は、「申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は無い。」と回答している上、当該健康保険組合が記録している申立人に係る他の期間に支給されている標準賞与額の支払記録はオンライン記録と符合していることが確認できる。

さらに、申立人は、A社に係る賞与の支給明細書及び預金通帳を保管しておらず、平成 15 年 4 月の標準賞与額及び賞与の支払年月日について確認することができない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 20 日から 60 年 3 月 30 日まで
私は、昭和 55 年 6 月から 60 年 3 月末まで、A 市内の B（地名）にあった C 事業所に D（職種）として住み込みで働いた。
ところが、私の年金記録では、1 か月しか厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 55 年 6 月から 60 年 3 月末まで、C 事業所に D（職種）として住み込みで働いた。」と主張している。

しかし、C 事業所を運営していた E 社は、昭和 59 年 9 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「当時の資料は残っておらず、申立人が申立期間に在籍していたかは不明。」と回答しており、申立期間における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、E 社において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録がある元同僚 17 人に照会し、11 人から回答を得たところ、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人の E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 55 年 6 月 10 日、資格喪失日は同年 7 月 20 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、雇用保険の加入記録とも符合していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。